

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	1
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	2
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	2

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏

高知県公営企業局管理規程第3号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第21条第2項第2号中「、第19条第1項の規定による請求にあっては3歳に、同条第2項の規定による請求にあっては」を削る。

第22条中「第19条第1項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育する」とあり、及び同条第2項」を「第19条」に改める。

第30条第1項の表16の項を次のように改める。

16 看護等	
ア 職員の9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）が負傷若しくは疾病等の事由による看護（疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受け	ア 一の年につき5日（9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間

させることを含む。）若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定に基づく学校の休業その他これに準ずるものとして次に掲げる事由（以下この項において「学校の休業等」という。）に伴う世話を必要とする場合又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典（以下この項において「入園式等」という。）への参加をする場合において、当該看護若しくは世話又は入園式等への参加のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。

（ア）学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止

（イ）児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定に基づく学校の休業に準ずる事由又は（ア）に掲げる事

由に準ずるもの

イ 職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族（9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く。）が負傷若しくは疾病等の事由により看護を必要とする場合において職員以外に看護者がいないと認められるとき又は職員の中学校就学の始期に達するまでの子（9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く。）が学校の休業等に伴う世話を必要とする場合において職員以外に当該世話を行う者がいないと認められるとき若しくは当該子に係る卒業の式典その他これに準ずる式典（以下この項において「卒業式等」という。）への参加をする場合において当該卒業式等への参加のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。

ウ ア又はイにより一の年につき定められた期間の全てについて承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷若しくは疾病等の事由により看護（9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子にあっては、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断

イ 一の年につき5日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間

ウ 一の年につき2日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間

を受けさせることを含む。）を必要とする場合において職員以外に看護者がいないと認められるとき（9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子にあっては、当該看護のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。）若しくは当該子に係る学校の休業等に伴う世話を必要とする場合において職員以外に当該世話を行う者がいないと認められるとき又は入園式等若しくは卒業式等への参加をする場合において当該入園式等若しくは卒業式等への参加のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。	（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 （3） 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。 ~~~~~ 高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和7年3月31日 高知県公営企業局長 澤田 昌宏 高知県公営企業局管理規程第4号 高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程 高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。 第2条第1項中「単身赴任手当」を「単身赴任手当、在宅勤務等手当」に改め、「、特定任期付職員業績手当」を削る。 第4条の3の見出し中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改める。 附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。 ~~~~~ 高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和7年3月31日 高知県公営企業局長 澤田 昌宏 高知県公営企業局管理規程第5号 高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程 高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。 第5条第1項中「並びに科、室」を「並びに科、室、センター」に改め、同項の表中「科、室」を「科、室、センター」に、「地域連携室」を「地域連携センター（地域連携室 入退院支援室 患者支援室）」に改める。 第9条第11項中「診療部地域連携室、」を「診療部地域連携センター、」に改め、同項第1号中「診療部地域連携室の」を「診療部地域連携センターの」に改め、同号ク中「キ」を「ケ」に改め、同号クを同号コとし、同号コの前に次のように加える。 ケ 患者相談業務に関すること。 第9条第11項第1号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。 ア 入退院の支援に関すること。	第9条第11項第2号中ニを削り、ヌをニとし、ネをヌとし、ノをネとする。 附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
第32条の3の次に次の2条を加える。 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第32条の4 公営企業局長は、職員が公営企業局長に対し、第32条第1項各号に掲げる者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 公営企業局長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第32条の5 公営企業局長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施		